

安全報告書

平成30年6月13日

羽後交通株式会社

旅客自動車運送事業における安全にかかわる情報の公開について
(安全マネジメントに関する取組)

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により道路運送法が改正されたことに伴い、「羽後交通株式会社安全管理規程（以下、安全管理規程という。）」を制定しました。

この安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規程に基づき、輸送の安全に関する情報について公表します。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
5. 輸送の安全に関する重点施策
6. 輸送の安全に関する計画
7. 事故、災害等に関する報告連絡体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
10. 輸送の安全に関する予算等の実績額
11. 安全統括管理者、安全管理規程
12. 処分内容、講じた措置等

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

羽後交通株式会社は、輸送の安全の確保が旅客運送事業の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り「安全方針」を定めます。

安全方針

私たちは、お客様を安全・正確・快適に輸送するために、事故のない羽後交通を目指します。

このため、

- 1) 輸送の安全の確保が何よりも優先することを徹底します。
- 2) 安全性向上のため絶えずPDCAサイクルを見直し、安全対策の確実な実施・改善に努めます。
- 3) 安全に関する情報を積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1)平成29年度の目標の達成状況は以下のとおりです。

目標

○事故発生件数（責任事故）は、保有車両台数からみた事故発生件数比率を対前年度と同様とするものとし、車内人身事故の発生についても0件を目標とする。

車両故障については発生率0%推移を目標とする。

(だろろ運転の排除・かもしれない運転の励行)

○運行管理業務は事業の根幹を成すものであることを認識し、運行の安全を確保し続けるため、点呼執行者及び乗務員は運行前後の確実な点呼の実施と車両の適正な保守点検を実施する。

○乗務員の健康管理の徹底を図る。

実績

有責事故（当方の過失が多い事故、不可抗力事故を含む）に関しては、平成28年度の発生件数7件だったのに対して、平成29年度は車内人身事故2件を含む14件となったことから、結果的に目標の達成に至ることはできませんでした。

29年度は「なぜなぜ分析」を実施することで、事故発生に至るまでの経緯についての検証を行っておりますが、その結果大半の事故で乗務員の確認不足（かもしれない運転の欠落）等が起因していることが判明し、結果的にこれらの事故は未然に防止する事が十分に可能であったのではないかと分析しております。

これを踏まえ「安全・正確・快適」の社是に則った体制を更に強固なものとして構築するためには、安全に対する取り組みに向けてなお一層努力を重ねる必要性があると痛感しております。

なお、車両故障(国土交通大臣報告事案)発生件数については、車両の保守点検・整備作業を適正に実施することを継続して行い、昨年に引き続き発生件数0件を達成することができました。

運行管理業務においては、常時運行管理者や補助者と乗務員との間で適正・確実な点呼が遂行されていることを確認しております。

乗務員の健康管理等については、全従業員に受診を義務付けた健康診断の個々の診断結果に基づき、以後も継続した診療や経過観察が必要であると診断された者については、関係する医療機関での受診を義務付けております。さらに治療の過程やその後の症状の改善状況等を随時報告させることによって各人の健康状態を継続して把握することに努め、また適時行っている保健師による面談でも個人指導を行いながら各自の健康に対する意識向上を図っております。

併せて、28年度より実施している睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査を引続き受診することによって、運転士の健康状態を起因とする事故の撲滅に努めております。

(2)平成30年度の取組

平成29年度は、前年度に発生した事故件数（7件）より事故を増加させないことを目標にしていたのにも拘らず、達成に至ることができませんでした。

30年度においては、29年度に行った「なぜなぜ分析」で判明した夫々の事故の要因を踏まえ、ブレーキやハンドルの操作ミスの防止、バックモニターや目視等による的確な安全確認で自車周辺における安全確認を確実に行うことの徹底、運転中の注意力の散漫、判断力欠如、安全確認における緩慢動作を無くするための教育を効果的に行い、有責事故の発生件数削減を第一の目標に据えて改めて指導を行って参りたいと思います。

車両故障（国土交通大臣報告事案）については、30年度も故障に起因する運行障害の排除に向けた取り組みを行うとともに、車両構造を十分に熟知した上で故障原因の分析をすることで発生件数ゼロを目指して参ります。

また、運行管理者や補助者による厳正な点呼は継続して実施し、さらにドライブレコーダーの記録映像を取り入れた具体的な運転士教育や、営業所毎の添乗指導を引続き行いながら、車内人身事故を撲滅するための指導に努めたいと思います。併せて乗務員の運転技術や接客対応等をチェックしながら、車内マイクによる安全喚起のアナウンス励行、思い込みによる「だろろ運転」の排除、「ゆとり乗降」「ゆ

とり運転」を身につけさせ、これからも利用する方々が安心して乗車できるバスであり続けることを目指します。

近年取り上げられているバスの運転者の健康問題等についても、引き続きフォローアップ体制を整備して真摯に取り組んで参ります。

目標

- 事故発生件数(責任事故)は、前年度を下回ることを目標とするとともに、車内人身事故の撲滅を目指す。
(だろろ運転の排除・かもしれない運転の励行継続)
車両故障については発生件数0件の継続を目標とする。
- 運行管理業務は事業の根幹を成すものであることを決して忘れず、点呼執行者及び乗務員はお互いに常に確実な点呼を実施し、また適正な車両の保守点検を行うことで、安全運行を確保し続けることに努める。
- 乗務員はもとより、輸送の安全に係わる全ての従業員の健康状態のフォローアップを図る。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)

平成29年度の自動車事故報告規則第2条に該当する事故件数は0件でした。事故の内容別内訳は以下のとおりです。

事故の内容	件数	根拠規定
自動車事故	0件	
車両装置の故障	0件	
計	0件	

(参考)道路運送法第29条に基づき国土交通省に届出る事故

自動車事故報告規則(第2条)

第1号

自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの

第2号

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者をいう。)を生じたもの

第3号

省略

第4号

操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの

第5号

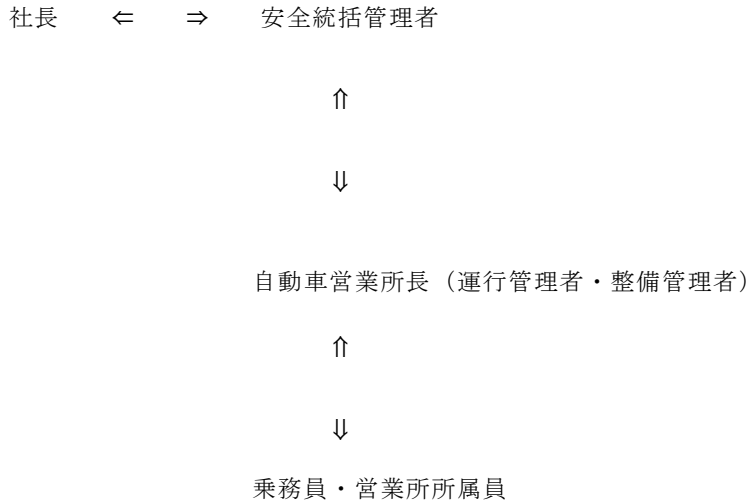
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(運行を途中で中止したもの)

第6号

自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置)の故障により、自動車が運行できなくなったもの

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

下記の組織図のとおりです。



5. 輸送の安全に関する重点施策

安全に関する方針に基づき、重点施策を以下のとおり定めています。

- 1) 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守することについての教育の継続と周知徹底
- 2) 輸送の安全に関する効果的な費用の支出及び投資は継続して実施し、安全運行の確保に努める
- 3) これまでの輸送の安全に関する内部監査において、是正すべき点は改善措置をとり、その精度を高める
- 4) 安全に関する各種会議、報告連絡体制の充実を図り安全を確保し続けるため最大限の努力を継続して行う
- 5) 輸送の安全に関する教育及び研修は計画を立て継続して実施し、乗務員の安全や接遇に対する意識の向上を図る

6. 輸送の安全に関する計画

具体的な取組については、以下のとおりです。

(1) 平成29年度の取組

- 1) 地域性を考慮した各営業所独自の教育計画を作成し、常に乗務員の習熟度に合わせた教育を実施するとともに、その中で「なぜなぜ分析」を有効的に活用する。

・29年度も地域性を考慮した各営業所独自の「社員教育計画」を立案させた後に通年してその計画に沿った運転士教育を行い、合わせて指導を受けた運転士にはコメントを提出させた後、これらの過程の全てを運行課がチェックすることによって本社と各営業所間における指導教育についての情報共有を行っております。

なお、「なぜなぜ分析」に関しては事故発生後にその都度行ってはいたものの、これらの分析結果を各営業所へ周知することができず、結果的に事故の削減に繋がられなかった点を反省材料にするととも

に、30年度に取り組むべき課題として考えております。

- 2) 輸送の安全確保のために必要であると認められる事項について積極的に投資を行う努力を継続して行う
 - ・29年度も、費用の負担をすることで各種セミナーへ積極的に参加を致しました。また、乗務員教育のため車内事故を防止するための必読パンフレットを作成し、これを各自に配布して指導教育の際に活用するとともに、自動車安全運転センターから運転記録証明書を取寄せて、乗用車を含め日常の運転全てについてのチェックやそれに伴う教育指導等を行っております。
- 3) これまでに培った内部監査の手法を、より充実させることに努める。
 - ・前任の内部監査チームリーダーの退職に伴い新任のリーダーが就任したことから、監査チームによる事前ミーティングがより綿密に行われ、その中で例年の内部監査が年度末に近く実施されていたことから多少慌ただしい評価になりがちだった点を見直し、改善策として29年度の内部監査を11月中に実施致しました。その結果、以前よりゆとりを持って確かな監査と評価を行うことができました。
- 4) 重大事故・事件・災害等が発生した場合の対応体制についての訓練を実施する
 - ・11月に他社で実施されたバスジャック対応訓練を各部門の主だったメンバーが見学し、この訓練の内容を現在の自社の対応と相対させて、今後改善を図りまたは反映をさせたいと考えるポイント等についての検証を行いました。また、各営業所においては事故・災害等を想定した訓練や車両火災時の消火訓練を行い、実際の現場に遭遇した場合でも慌てずに直ちに対応できるための実技体験をしております。
- 5) ドライブレコーダーの画像を活用した具体的な指導を実施するとともに、適性診断・適齢診断・初任診断、健康診断等の受診は確実に実施し、各種研修・講習等も出来る限り参加・受講が可能な環境作りに努める。
 - ・ドライブレコーダーの画像を活用した指導については、乗務員に自分が運転している時の記録画像を視聴させることによって自身を客観的に捉えさせ、今後の運転に生かすべき点、修正すべき点等について指導者からの助言を行い、さらにその内容を営業所毎に書面で提出させて本社での確認をしております。
 - 適性診断・適齢診断・初任診断等乗務員の受診が必須な診断については、計画的に自動車事故対策機構へ赴いて確実に受診を行い、その結果については帰営後に指導担当者が適宜アドバイスを行いました。また、普通救命救急講習、バス協会主催の乗務員講習会等、社外指導者による講習や訓練にも積極的に参加をして受講致しました。その他に、近距離貸切バスへの登用が予定されている乗務員に対しては実地研修を行っております。

(2) 平成30年度の取組

平成30年度の輸送の安全に係る具体的な取組み計画は、以下のとおりです。

- 1) 地域性を考慮した各営業所独自の教育計画を作成し、乗務員の習熟度に合わせた教育を実施するとともに、前年度に発生した事故の原因を究明し、改善に努める。
- 2) 輸送の安全確保のために必要であると認められる事項についての積極的な投資は継続して行う。
- 3) 内部監査の手法を充実させることで、業務の改善のため必要な方策の検討、是正・予防措置を的確に講じる。
- 4) 重大事故・事件・災害等が発生した場合の対応体制についての訓練を実施する
- 5) 適正診断・適齢診断・初任診断の確実な受診と、その結果に基づく教育は適正に行い、各種研修・講習等

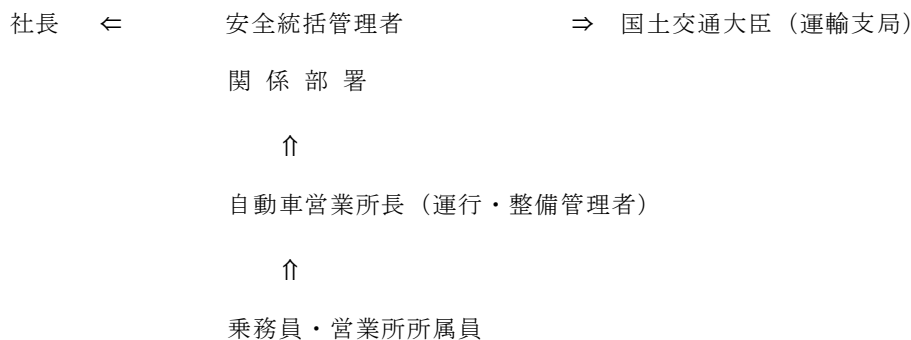
についても受講可能な環境作りに努める

- 6) 健康診断を確実に受診することで健康を保持し、疾病を起因とする事故の防止に努める。

7. 事故、災害時に関する報告連絡体制

下記の組織図のとおりです。

- 1) 事故・災害時（以下事故等という）が発生した際は、自動車営業所長又は運行・整備管理者へ報告する。
- 2) 自動車営業所長又は運行・整備管理者は詳細を安全統括管理者及び関係部署へ遅滞なく報告する。
- 3) 安全統括管理者及び関係部署員は社長へ報告すると共に、自動車事故報告規則に定める事故等が発生した場合は、国土交通大臣（運輸支局）へ必要な報告又は届出を行う。
- 4) 事故等処理の詳細に関しては、別に定める自動車事故処理基準による。
- 5) 下記の組織図とする。



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

平成29年度の具体的な取組については、以下のとおりです。

○安全統括管理者による教育

・安全統括管理者は、全営業所を対象とした夏期の巡回指導、年末年始の輸送の安全総点検を経営トップである社長とともに実施した中で、所長・運行管理者（補助者）・整備管理者（補助者）等を含む全ての所属員に対して、安全を確保し続けるために必要となる取組みや心構えの重要性等について指導訓示を行いました。

○運転士選任前研修

・新人運転士7名に対して実施しました。（各約2ヶ月～3ヶ月の期間）

○運転士選任後研修

・随時添乗指導を実施しました。（各営業所担当官・運行課運転指導員による）

○緊急時の対処要領研修

・他社において実施されたバスジャック対応訓練（秋田県バス協会・秋田県警・秋田県内バス会社が合同で11月28日に実施）への参加と見学を通して、自社における重大事件発生時の対応や緊急連絡網の伝達方法等について改めて確認を行いました。

・営業所毎に車両事故や災害、火災等を想定した訓練を実施し、参加した乗務員等はその中で実際に消火器や発煙筒を用いた実技訓練を行いました。また車両の非常用ドアの操作要領等を改めて確認すると

ともに、実際にこれらのドアの開閉操作を行いながら緊急時における乗客の避難誘導方法等についての実技訓練も行いました。

○運行管理者・整備管理者等に対する研修

・NASVA が主催する運行管理者一般講習や安全マネジメントに関する各種セミナーを受講する他に、東北運輸局主催の自動車事故防止セミナーへも参加致しました。また、各営業所においては運行管理者・補助者、整備管理者・補助者に対する教育指導を定期的に行い、さらに各種会議体、営業所巡回指導の中でも安全統括管理者による指導を実施しております。

○適性診断の受診

・初任診断6人、一般診断53人、適齢診断7人が受診しました。

○安全運転研修

・安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）で実施された「旅客自動車運転者バス4日間課程」を運行管理者1名が受講し、その中で学んできたことを乗務員教育に反映させております。

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

・安全管理規程第15条に基づいた平成29年度営業所内部監査は、内部監査リーダー立ち会いのもと内部監査員によって平成29年11月16日～11月29日の期間中に全営業所において実施致しました。この内部監査の中で、監査員は保存されている書類の精査の他に所属長や運行管理者等各人に対してのヒアリングを行い、それらの内容と結果に是正改善等の必要があると判断した場合は、直ちにこれについての指摘と改善要請を行いました。なお、この結果は監査終了後速やかに安全統括管理者へ報告するとともに、経営トップである社長へと報告された後、承認を得ております。また、社長（経営トップ）に対する内部監査は、平成29年12月6日に安全統括管理者立ち会いのもと内部監査リーダーと内部監査員によるインタビュー形式で実施を致しました。この監査において、経営トップとしての安全管理に対する意識の有り方や、その向上に向けた取組み、考え方等について確認を致しました。

この度の監査で改善が求められた事項については直ちに是正を図るとともに、今後も我社の運輸安全マネジメントのスパイラルが継続的に向上して行くよう日々努力を重ねて参ります。

10. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成29年度の輸送の安全に関する実績額は以下のとおりです。

車両の整備（バス購入費を含む）	305,843,526円
運行管理機器の整備及び保守	1,266,310円
指導教育及び研修に係る費用	546,650円
安全運行対策費用	336,623円
停留所設備の整備	2,092,024円
計	310,085,133円

11. 安全統括管理者、安全管理規程

羽後交通株式会社社長は、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規程により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

選任

氏名	役職	期間
小原 康造	専務取締役	平成20年6月1日～現在に至る

安全管理規程は、別紙参照

12. 処分内容、講じた措置等

該当する処分はありません。

羽後交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條及び第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、運行・整備管理者及び自動車営業所長に対して、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- 3 自動車営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属員に対し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を

解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成18年10月 1日より施行する。

安全方針等 教育・訓練計画書(案)

「輸送の安全に関する計画(指導教育計画)」

輸送の安全に関する重点施策、第4条1項各号に従い平成30年度の計画を下記の通りとする。

1. 年間スケジュール

	教育実施対象者		教育担当者	実施場所	備考
	運転士	運行管理者等			
4月	春の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 事業用とし運転する心構え。
	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	
5月		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	※事業用の車両の構造の特性。
					無事故運転士表彰
6月		運行管理者基礎講習	事故対策機構	指定会場	※運行の安全と旅客の安全確保の遵守事項。
7月		所長会議	事業本部運行課	本社	※乗降時及び乗車中の安全確保留意事項。
	車内事故防止		各営運行管理者	各営業所内	
		経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	〃	
8月		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	飲酒運転追放県民運動強調期間
	夏の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	
9月		運行管理者一般講習	事故対策機構	指定会場	※危険予測と回避指導及び安全装備車の適切な運転指導。
	秋の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	
10月		所長会議	事業本部運行課	本社	※事故に関わる生理・心理的要因と対処指導。
		内部監査	内部監査チーム	各営業所内	
11月		運行管理者基礎講習	事故対策機構	指定会場	※運転適性に応じた運転指導。
	緊急時の対処要領 運転士適性診断		事業本部運行課 〃	対象営業所 各営業所内	無事故運転士表彰
12月		所長会議	事業本部運行課	本社	飲酒運転追放県民運動強調期間
	年末の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	
		輸送安全総点検	〃	〃	
		経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	〃	
1月	緊急時の対処要領		事業本部運行課	対象営業所	※運行経路、道路状況の把握と異常気象時の対処指導。
2月		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	※健康管理指導。
3月	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	※非常時の誘導と消火器等の取扱い指導。
		所長会議	〃	本社	

2. 事故処理委員会開催時は、同時に輸送安全マネジメント委員会を開催し、事故及び飲酒運転の防止等輸送の安全について総体的に検討する。
3. 運転士を採用した場合は、事業本部運行課にて新人教育を行う。
4. 各営業所では、事故警報及び各種通達があった場合の他、適時運転士に対し安全指導教育を行う。
(備考欄の※印の指導内容を遵守教育)
5. 重大事故惹起者(第1当事者)への教育は、事業本部運行課及び運転士所属営業所の運行管理者が行う。その他の事故惹起者への教育は閑散期に計画し事業本部運行課にて行う。
6. 各営業所の運行管理者は、適性診断結果を基に個人面談指導を行う。
7. その他、事業本部運行課による巡回指導及び添乗指導を随時行う。